

○木曾広域連合特別職報酬等審議会運営規程

〔平成19年3月1日〕
規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、木曾広域連合特別職報酬等審議会条例（平成12年木曾広域連合条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、木曾広域連合特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 条例第5条により開かれる会議（以下「会議」という。）の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(説明員の出席)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に職員その他の関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(議事録の作成)

第4条 審議会は、会議の内容について議事録を作成し、広域連合長に提出しなければならない。

2 議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

3 議事録の内容は、会長の承認を得て確定するものとする。

(庶務)

第5条 審議会の運営に必要な庶務は、総務課において行う。

(補則)

第6条 上記に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。